

別記様式（第3関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）茨木市長

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

性別

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団密接関係者

上記の(1)から(3)までに該当するものがあつた場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。

※ この様式に記載された個人情報は、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約結した事業者

様式第2号（第5関係）

誓約書

私は、キャッシュレス決済導入支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

1 私は、下記の補助対象者の要件のいずれにも該当します。（□にチェックしてください。）

中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者（みなし大企業を除く。）である。

今後も茨木市内で事業を継続する。

本補助金の交付申請品目について、国、大阪府又は他の機関が実施する補助制度の交付決定があった、若しくは交付申請中である品目が含まれていない。

本補助金の交付申請中、又は交付決定を受けたものを補助金の目的に反して使用し、転売し、譲渡し、貸し付け、廃棄し、又は担保にしない。また、市内事業所にて当該品目を活用する。

性風俗関連特殊営業を営んでいない。

2 私は、下記のいずれにも同意します。（□にチェックしてください。）

申請内容について、市からの問い合わせや資料の提供等の求めがあれば誠実に応じ、補助金交付審査のため、市が事業実態等の確認を行うこと。

市が市税等の課税及び納税状況について関係機関に照会すること。

申請内容や誓約事項に虚偽が判明した場合または補助金の交付後に対象者の要件に該当しないことが判明した場合は、補助金を返還すること。

申請内容に不備があった場合に、市が指定する期日までに追加書類の提出等がないとき、市税の滞納等が判明し、滞納等解消に向けての取組みが確認できない場合で市が指定する期日までに納付がないとき、申請者と連絡が取れず審査ができないときなど、不相当と認められたときは、市が当該補助金の交付申請に対して不交付決定として処理すること。

以上

（あて先）茨木市長

年 月 日 市内事業所所在地

事業所名

代表者名

㊞

（自署の場合は押印不要）

代表者の生年月日

年 月 日